

# 東京都税制調査会運営要領

平成12年6月1日  
会 長 決 定

## (趣旨)

第1 東京都税制調査会設置要綱第11の規定に基づき、東京都税制調査会（以下「調査会」という。）の会議の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第2 調査会の会議（以下「会議」という。）の日時及び場所は、会長が定める。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
- 5 会議は、公開で行うものとする。ただし、調査会の決定により非公開とすることができる。
- 6 調査会の会議録等は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条の規定に該当する場合を除く。

## (専門委員)

第3 調査会において検討すべき事項につき、細目の調査研究その他の必要があるときは、会長は専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから、会長が指名する。
- 3 専門委員は、会長が認める場合には小委員会又は分科会に参加することができる。

## (小委員会)

第4 小委員会に小委員長を置く。

- 2 小委員長は、会長が指名する。
- 3 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。

## (小委員会の議事等)

第5 小委員会の議事及び公開については、第2の規定を準用する。

## (分科会)

第6 分科会に、分科会長を置く。

- 2 分科会長は、委員の中から小委員長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

## (分科会の議事等)

第7 分科会の議事及び公開については、第2の規定を準用する。

## (雑則)

第8 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。